自立支援医療費（精神通院医療）の経過的特例の延長について

　自立支援医療費（精神通院医療）の市町村民税所得割の合計額が

２３万５千円以上の方に適用されていた経過的特例について、

令和３年３月３１日付け障害者総合支援法施行令の改正により、

下記のとおり延長となりました。

記

１　経過的特例の対象となる方

 　市町村民税所得割の合計額が２３万５千円以上で、重度かつ継続に

該当する方

２　経過的特例の内容

　　上記１の方を自立支援医療の対象とする。

その場合の自己負担上限額は月額２０，０００円とする。

３　経過的特例の期限

　　**令和６年３月３１日まで**